

「（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画（素案）」について のパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 令和5年12月6日（水）～令和6年1月10日（水）
- 2 意見の件数 25件
- 3 意見提出者数 9人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	1人	4人	1人	人	3人	人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	計画全体に関する意見	2件
2	「第1章 背景、目的等」に関する意見	2件
3	「第2章 学校施設等の状況」に関する意見	5件
4	「第3章 学校施設の目指すべき姿」に関する意見	2件
5	「第4章 学校施設再整備の基本的な方針」に関する意見	5件
6	「第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の再整備」に関する意見	1件
7	「第6章 再整備計画」に関する意見	1件
8	「第7章 計画の運用方針」に関する意見	2件
9	「参考資料」に関する意見	0件
10	パブリックコメント手続に関する意見	3件
11	その他の意見	2件
	合計	25件

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市教育委員会教育総務部教育施設課
0467-81-7219（直通）
e-mail:kyouikushisetsu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■計画全体に関する意見（2件）

(意見1)

この基金の整備計画をインターネットで調べるとつぎのように出てきました。これが正確かどうかわかりませんが・・・。

①小学校の耐震化やバリアフリー化、空調設備の整備等、②中学校の耐震化やバリアフリー化、空調設備の整備、校舎の建替え等、③特別支援学校の耐震化やバリアフリー化、空調設備の整備、校舎の建替え、プールの改修等、④体育館やプール、グラウンドなどの共同利用施設の整備等

これを見ると、具体的な整備計画であることが分かります。

パブコメは全体を通じ具体的な計画内容が「あいまいさ」を感じました。「基本計画のあり方」を再検討する必要性を感じました。

(市の考え方)

本計画素案は、学校施設の耐用年数や再整備サイクル等を見直すことで、費用の縮減や平準化を図り、長寿命化を基本とした計画的・効果的な改修や建替えを行い、教育環境を充実させることを目的としています。また、基金については、市財政負担の平準化を図る観点から、大規模な工事や建替え等の金額の大きな工事に充当するよう計画的に活用してまいります。

本計画素案の中では、再整備サイクルや整備内容を定めただうえで、具体的な個々の整備計画を本計画素案22、23ページに学校単位で示しております。

(意見2)

ただ今ほぼ同時期に行なわれているパブコメ「第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画（素案）」より比して当「・・・学校・・・計画（素案）」の方が計画（素案）その内容が良く書かれていると思うし、用語の定義・諸計画・条約・教育内容等々丁寧に書述してあると思う。更に充実して実施欲しいと思うのと当内容を前記福祉計画（素案）のパブコメにもこのこと（追記で）を記して提出した。

(市の考え方)

本計画素案においては、なるべく読みやすさを考慮し、繰返し記載されている用語については冒頭に用語の定義として記載し、説明が必要な専門的な用語については、該当ページの下段に説明を掲載しております。引き続き、丁寧な対応を心掛けてまいります。

■「第1章 背景、目的等」に関する意見（2件）

（意見3）

第2は、今後の学校施設再整備に備えた「学校施設整備基金」についてです。

この基金について基本計画とは別に次ような一文をホームページで見ました。

これは「老朽化対策に今後数百億円規模の費用がかかることが見込まれている。茅ヶ崎市公共施設等再編整備基金を設置し、学校施設の再編及び整備を計画的に推進するために効果的に活用する」とあります。

この基金は、市民にとっても、市にとっても、大変重大なものです。基本計画でしっかり説明してください。

（市の考え方）

本市の学校施設の再整備を計画的に推進するためには、茅ヶ崎市学校施設整備基金が重要であることから、基金の設置意義を追記しました。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>（2ページ） また、今後の学校施設再整備を計画的に推進するため、令和4（2022）年度には、学校施設整備基金を新たに設置しました。 （基金の条例については、29ページ参考資料1を参照。）</p>	<p>（2ページ） また、今後の学校施設再整備に伴う財源の確保を見据え、令和4（2022）年度には、学校施設整備基金を新たに設置しました。</p>
<p>（29ページ） 参考資料に「1. 茅ヶ崎市学校施設整備基金条例」を追記しました。</p>	

（意見4）

P2（3）本市の動向＜予防保全型の長寿命化への転換＞等々おおむね賛成です。

おおむねの所（歴史を語り、地域社会（地域での利用）と話し多々の災害を考慮してすすめて下さい。（乱筆乱文失礼）

（市の考え方）

計画策定後も様々な検討を行い、推進してまいります。

■「第2章 学校施設等の状況」に関する意見（5件）

（意見5）

小和田小学校は近隣マンションの建設もあって児童数が増えており、今後少人数学級が進むことを考慮すると教室が不足する（すでに足りていないのでは？）と考えます。

新たに教室の整備をいただきたいです。将来的に少子化になることはわかっているので、学童（こちら小和田小学区は足りていません）や支援学級としてなどフレキシブルに使える空間があるとよいです。

とにかく教室が物理的に足りていません。

老朽化についての意見ではないですが、こちらにつきましてもご検討くださいますようお願いいたします。

（市の考え方）

小和田小学校をはじめとして、教室が不足している学校がある事は認識しておりますが、教室が必要となった際には、他用途の部屋を教室へ改修し、対応している状況です。そのため、現時点では仮設校舎や校舎の増築等は、予定しておりません。

なお、小和田小学校においては、令和6年4月より給食場棟の一室を利用した児童クラブを開所します。

（意見6）

「地域の方々が参加する学校運営の仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に移行」とさらっと書いてあります。

この「コミュニティ・スクールの考え方」はどのようなものか分かりにくくなっています。趣旨を明確にお願いします。

保護者や地域住民が委員として位置づけられています。委員の人選は、公募にすることだと思えます。地域の代表が、検討もなく自治会関係者で選ぶのでは問題がありすぎ、コミュニティ・スクールの趣旨がいかされるかが疑問になります。

コミュニティ・スクールをスムーズに運営することは、基本だと考えています。

（市の考え方）

コミュニティ・スクールの説明を修正しました。

なお、学校運営協議会は、学校長が作成する学校運営の方針等について承認する合議体の場でもあることから、委員の選出については、学校関係者以外に地域の関係団体の代表者、学識経験者、市職員等、各学校が決定しており、現段階では市民の意見を反映するための公募による選出は想定しておりません。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>(10ページ) ※コミュニティ・スクール：学校運営は登下校の見守り等地域の支援なしでは成立しないことや、不登校・いじめ・災害時の対応等、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。このような学校と地域を取り巻く課題解決のための手立てとして、社会全体で子どもたちを育む、「地域とともにある学校」を目指し、学校運営協議会の設置が推進されています。本市では、令和7(2025)年度までに全校に設置する予定です。</p>	<p>(10ページ) ※コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組み。</p>

(意見7)

停電対応型ガスエンジンヒートポンプシステム（GHP）導入の提案

第2章 学校施設等の状況

6. 学校施設再整備の課題 (3) 安全・安心への配慮 (P.10) に以下の記載があります。

- 非常用電源等の整備が必要。
- 避難施設となる屋内運動場や校舎については、空調設備が必要。

一方、国土強靱化年次計画 2023（令和5年7月28日 国土強靱化推進本部）のP26には以下の記載があります。

○地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。

これを踏まえて、避難施設となる屋内運動場や校舎については、「停電対応型ガスエンジンヒートポンプシステム（GHP）」の設置を提案します。

「停電対応型GHP」は、停電時でも都市ガスが供給される限り空調運転と一定の電力供給が可能な自立・分散型エネルギーシステムで、避難所となる施設には最適の空調システムと考えます。

都市ガス供給設備の強靱性は近年飛躍的に高まっており、災害時でも供給停止の可能性は低くなっていますが、さらに防災性を高めたい場合には、LPガスを空気と混合して都市ガスと同じ燃焼性として都市ガスの代替として供給するシステム（BOGETS）の導入をお奨めします。

東京都足立区は、区立小中学校95校の体育館に、停電対応型のGHPとBOGETSを導入されました。

災害発生時、ライフラインが途絶した場合でも、体育館で3日間の電力供給（照明、コンセント）と空調機運転を行うことを想定しています。

（市の考え方）

本市では、安全な教育環境の確保と災害時の避難所機能向上のため、令和7（2025）年度までに、避難所となる小・中学校の屋内運動場及び校舎の特別教室にエアコンを順次設置する予定です。

令和5年度では、中学校の基本設計・実施設計を行っており、屋内運動場ではエアコンの設置と併せて発電機を設置する予定です。

（意見8）

ハイブリット空調機（スマートマルチ）導入の提案

第2章 学校施設等の状況

6. 学校施設再整備の課題 （5）環境への配慮（P11）に以下の記載があります。

- 環境負荷の低減を目的に省エネルギータイプの設備機器を導入
- 再生可能エネルギーの活用

ハイブリット空調「スマートマルチ」は、ガス空調機（GHP）と電気空調機（EHP）を組み合わせた空調機で、空調負荷や外気温、設置する太陽光発電の発電量、あるいは電力・ガス料金の変化に応じて、機器公立やランニングコストが最適となる運転比率に遠隔制御することにより、省エネルギーと省コストを実現します。

（市の考え方）

学校施設の機器新設や更新時には環境への配慮についても検討し、各学校管理者と調整を進めてまいります。

（意見9）

P11に生徒の教育の場他・避難施設等の役割もあることから早急に整備する必要があると記してあります。期待します。

ただ、それだけでなく、避難所は関東大震災等はじめ大被害が出てしまいました。これは、R5年11月に茅ヶ崎市の講演会も行ないました。

また、マスコミで富士山の噴火も叫ばれています。できるだけ校庭等広くしたり重視して下さい。

（市の考え方）

避難所となる小・中学校の屋内運動場においては、安全・安心な環境とするため、エアコンの設置と共に発電機の設置やトイレのバリアフリー化を図ってまいります。

■「第3章 学校施設の目指すべき姿」に関する意見（2件）

（意見10）

12ページに「人口減少が進み小規模校となる際には（中略）学校と地域コミュニティとのつながりを意識した通学区域の再編・見直し」などを進めるとしているが、市の地域コミュニティ審議会でも「まちちから協議会の区域と小中学校の学区が一致していない」ことの問題が取り上げられている（昨年12月27日開会の第2回審議会の配布資料など）。通学区域をまちちから協議会の区域に合わせるのか、まちちから協議会の区域を通学区域に合わせるのか、両者の中間を取るのか難しい部分もあるが、小規模校化を待たずして、まちちから協議会の区域など地域コミュニティを意識した通学区域の再編・見直しという方向性を、より強く打ち出しても良いのではないかと思う。

（市の考え方）

小・中学校の学区は、子どもたちが安全に学校に通えるように、交通量が多い道路の横断を避けること、河川状況に配慮することなど、地域の実情を踏まえたうえで決定しております。

一方、まちちから協議会の区域は自治会の活動区域をベースに決定しております。

それぞれ異なる視点により決定されていることから、整合するにはこれまでの経緯を十分に踏まえた、様々な議論が必要であると考えております。

なお、学区については、学校施設の適正規模・適正配置を検討する中で議論していく予定です。

（意見11）

海に近い小中学校には、津波避難タワーを設置した方が良いのではと思います。

（市の考え方）

現在、本市では、津波ハザードマップを公表し、海岸線付近には指定緊急避難場所となる小・中学校が7校あるほか、津波一時退避場所としておよそ150施設と協定を締結しており、既存の建物を最大限に活用することを基本としていることから、津波避難タワー設置の予定はございません。

なお、海に近い学校では、津波の際は校舎の上階へ避難するよう計画しております。

■「第4章 学校施設再整備の基本的な方針」に関する意見（9件）

（意見12）

施設が地域住民（市民）の交流拠点として有効活用出来る視点が望まれます。
学校施設（教室等）の有効活用のイメージ

- ・音楽室—市民の交流の場として活用
- ・給食準備室（調理場）— 〃
- ・理科室— 〃
- ・体育館— 〃
- ・講堂— 〃
- ・教室— 〃

こうした校内施設を市民の活動拠点として活用してはいかがでしょうか。

管理・運営等考えなければならないとは思いますが、市民参加の管理・運営によってなんとかなるように思います。

公民館やコミュニティセンター等との役割分担がありますが、学校施設の特有性を活用すれば市民ニーズは沢山あると思われま

す。（私は音楽室を仲間と借用したいと思います。）

で検討いただければ幸いです。

（意見13）

この素案を読み、基本計画の断片が分かり、パブコメを出しいい市民参加ができました。

分かった点の第1は「児童・生徒は今後減少傾向にあるが余裕教室はそれほど増えない」ということです。小・中学校の教室については、「特別支援学級の整備や多様な学びの場、個別学習支援が行える教室等にする」とありました。茅ヶ崎市では、余裕教室は、基本計画ではあくまでも学校教育施設の位置づけです。ただ、児童クラブへの活用がありましたので、学校教育施設以外の施設の活用に一歩踏み出したと感じました。

余裕教室は、地域の活動や社会教育施設等の活用を広げることが基本計画に位置づけるべきでしょう。それができないで、学校教育施設だけになるならば納得できるデータを示してください。素案の説明では十分ではありません。

（市の考え方）

市立小・中学校においては、35人学級の段階的实施や新たな特別支援学級の整備等のため、会議室、更衣室、多目的室等の教室の様様替えを、毎年度、必要な予算措置を講じて複数の学校で実施している現状があります。今後しばらくは同様の事情により多くの余裕教室が見込まれないことから、本計画素案にはまずそのことを明記したうえで、将来的な学校施設の目指すべき姿を示していくこととしました。将来的に余裕教室が確実に想定される状況になった際には、学校施設の目指すべき姿の一つである「誰もが学びやすく、交流・学びの拠点となる施設づくり」（本計画素案12ページ）を念頭に、議論をする必要があると認識しております。なお、学校施設を学校教育活動以外の用途

に活用する場合は、セキュリティ等の施設管理上の課題も出てくるため、併せて検討していく必要があると考えております。

(意見14)

14ページ他に「通学区域の再編・見直し等」という記載が見られるが、この「等」に何が含まれ得るのか、もう少し説明があっても良いのではないかと感じる。「現状では市全域での学校施設の規模や配置等の見直しを実施することはありません」(14ページ)とあるので、近い将来に学校そのものの適正規模・適正配置(いわゆる統廃合)に踏み切ることはないと思われる反面、将来的な小・中学校の適正規模・適正配置には含みを持たせているようにも感じられる。

(市の考え方)

「通学区域の再編・見直し等」については、区域の現状維持も含めていることから、このような表現をしております。

(意見15)

14ページ他に「児童クラブ等の公共施設との複合化」という記載が見られるが、この「等」に何が含まれ得るのか、もう少し説明があっても良いのではないかと感じる。学校と同じ教育委員会管轄の公民館や青少年会館などが最も考えられるところではあるが、地区によっては市長部局管轄のコミュニティセンターなども複合化の対象となり得るのではないかと思う。小出支所や市民窓口センターも、ないとは言えないように思う。

(市の考え方)

学校施設は、まず第一に児童・生徒が学校教育を受ける場であり、日常的に学校生活を送る場になります。特に小学校に通学する児童については、学校生活の延長において児童クラブでの生活が想定されますが、地域によっては待機児童数も多いため、教育委員会としては課題解決優先事項として捉えています。このことから、本計画素案では、推進すべき選択肢として、まずは児童クラブについて明記したところです。児童クラブ以外の公共施設については、地域毎に状況が異なり、今後様々な議論が必要になることから、特定の施設を具体的に明記することはできませんが、既存の公共施設が議論の対象になり得ると認識しております。

(意見16)

P14 1 学校施設の適正規模・適正配置等について「地域住民や専門家の意見を取り入れながら通学区域の再編・見直し等について慎重に見極めながら検討を進めます」とあります。その様に慎重に進めて欲しいと思いますが、当素案も丁寧に記されていると思うが(その丁寧の中に)ただ茅ヶ崎市全体(町も含む)の歴史的(戦前戦後含む)配置・各校校舎・プール・土手(堤)・変更・変遷等記したり話し合っ進めて欲しい。丁寧に慎重をお願いします。「歴史を語って未来が変わることもあると思う。

茅ヶ崎は鶴嶺学区・茅ヶ崎・・・松林・・・(小出・・・)から始まったと思う。

また、本村の神社内には南湖小学分校が神社内にあったとも記してあると思う。

東海岸小学校も茅ヶ崎一中内のグラウンド(校庭)内に設置され、茅小の生徒と浜小の生徒の一部学区の変更により出来たと思う。

茅ヶ崎小も一中もかつては西浜小中・梅田小中同一学区で通っていたと思う。

以下省略 P5に多少記あり 学校の配置状況 P10学校設置整備と関連あり

(市の考え方)

学校施設の適正規模・適正配置等を検討する際は、各学校の変遷等も踏まえて慎重に進めてまいります。

■「第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の再整備」に関する意見(1件)

(意見17)

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設の再整備

1.長寿命化対策及び予防保全の内容

吊りボルトの記載がされていない。天井や照明、空調機、ダクト、音響設備等を支持する吊りボルトについて、腐食や劣化の進行具合や十分な強度が保たれているか。また、地震を想定した場合の強度として現状が十分か。80年の使用を前提とするのであればこれらの点検や予防保全も必要と考える。

(市の考え方)

天井や照明等の非構造部材については、文部科学省から示されている「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に則り、建築基準法第12条点検や年次点検を行っています。

また、天井材や照明器具等は、基本的に概ね40年程度の使用を見据えた長寿命化対策の改修の中で、本計画素案の「内装改修」や「電気設備の更新」等として付属部材(非構造部材)も併せて劣化状況に応じた交換を検討いたします。

■「第6章 再整備計画」に関する意見（1件）

（意見18）

22ページの「その他改修等」にある小・中学校屋内運動場の照明LED化、エアコンの整備、トイレの改修や、特別教室等へのエアコンの整備、校舎のトイレの洋式化やみんなのトイレの設置、特別支援学級の整備、中学校給食の実施に向けた各学校の配膳室の整備といった事項は、いずれも早急に進めるべきものであると思われるので、「早急に進めていく」というニュアンスを示すべきではないかと思う。

（市の考え方）

トイレの洋式化やバリアフリー化等は早急に進めていくべきことと認識しております。しかしながら、全てを同時に整備することは難しく、計画的に進めていくうえで、本計画素案の第6章のスケジュールの前期3年に位置付け整備を行う予定です。

■「第7章 計画の運用方針」に関する意見（2件）

（意見19）

財政が厳しい中でできる限り財源を軽減する為にPFI方式で実施してはいかがでしょうか。

（市の考え方）

限られた財政状況の中で継続的な整備を行うため、建替え等を実施する場合はPFI方式を含むPPPといった公民連携事業の可能性や先進事例等を十分調査検討し、効率的・効果的な事業の推進に努めてまいります。

（意見20）

27ページに「将来、規模の適正化や統廃合等で余剰となった土地については（中略）売却や定期借地等を検討」とあるが、市街化区域にある学校の土地は売却が可能ではないかと思われる反面、市街化調整区域にある学校の土地は売却が難しいのではないかと思う（小・中学校合わせて32校の内、数校が市街化調整区域ではなかろうか）。

また、ここで言う「統廃合」が、各学校における施設の統廃合なのか、学校そのものの統廃合なのかが分かりにくい。

（市の考え方）

土地の売却や活用のしやすさについては、市街化区域内外の違いにより異なると認識しております。将来的に余剰となった土地については、売却だけではなく他の活用手法も含めて検討してまいります。なお、統廃合については、基本的に学校そのものの統廃合を想定しております。

■パブリックコメント手続に関する意見（3件）

（意見21）

市・広報ちがさき（暮らし情報欄に）パブコメ募集に記載されておりましたが、市民は見逃す（見落とし）してしまわないでしょうか。

（市の考え方）

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しております。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

（意見22）

また、パブリックコメント募集では、その意味等を含め市民は十二分に理解できるでしょうか？

（市の考え方）

パブリックコメント手続の実施にあたっては、計画等の概要を案件のポイントとしてお示しすることや資料において可能な限り用語解説や注釈を設けるなど、市民の皆さまに計画等の内容を理解いただけるよう努めております。

今後につきましても、計画等の内容や改正点等をわかりやすくお示しできるよう努めてまいります。

（意見23）

毎回（特定なもの除く・茅ヶ崎ゴルフ場等）（説明会もあり）非常に少ないと思います。パブコメの意味が分かりやすく記したり説明会を開催したらパブコメの目的に添って応募者増えると思うのもっと十分な啓発（P. R.）した上で実施して欲しいです。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

また、パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、市役所内デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

■「その他」に関する意見（2件）